



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 159号 2010.9.28 発行 社会政策研究所

障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会(第7回)が開催される。～「障害者総合福祉法」(仮称)の論点利用者負担・報酬や人材確保等・その他について議論～

全国社会福祉施設経営者協議会 経営協情報 19 2010年9月24日

9月21日、障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会(第7回)が開催され、障害者総合福祉法(仮称)の論点について引き続き議論が行われた。

冒頭、山井厚生労働大臣政務官(当時)は挨拶の中で、「民主党政権発足から1年が経過したが、大きな取り組みの1つが障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法を作ることであり、この部会で議論をしていただいている。今後の課題として、総合福祉部会の議論と並行して来年度の概算要求を満額確保することに力を入れていきたいと思っている。また、総合福祉部会で新しい法律の議論を進めていく中で、財源の確保について切り離すことはできないと思っている」と述べるとともに、21日が任期最終日となることに触れ、「よりよい障害者福祉をどう進めるか、このことを継続的に皆様方と議論をしていきたい。今後も党の障がい者政策プロジェクトチームの中で取り組み、厚生労働省と皆様との橋渡しを努めたい」と述べた。

障害者総合福祉法(仮称)の論点は「法の理念・目的・範囲」、「障害の範囲」、「選択と決定(支給決定)」、「支援(サービス)体系」、「地域移行」、「地域生活の資源整備」、「利用者負担」、「報酬や人材確保等」、「その他」に整理されている。第7回部会では～の各論点について検討した。なお、今回の部会でも、各論点について各委員から事前に提出された主な意見を踏まえ、佐藤総合福祉部会長から「議論していただきたいポイント」が示され、それぞれに基づいた検討が行われた。各論点についての検討概要は以下のとおり。

「利用者負担」についての検討概要

<議論のポイント>

障害者総合福祉法(仮称)のもとで提供される支援にかかわる利用者負担のあり方をどう考えるか。多くの委員が、障害に伴う費用(障害のない市民には発生しない費用)と障害に関係しない費用(障害の有無にかかわらずかかる費用)とに「費用の種類」を区分し、あるべき姿として前者は利用者負担をなくし、後者は(所得保障の充実を前提に)全額自己負担を、と考えていると見られる。このような基本的考えをどう見るか。

上記の考え方は「応能負担」の考え方を否定するものといえるが、応能負担制度が現実的との意見も多い。これら2つの考え方はどう整理されるか。

委員からは、「障害に伴う費用は利用者負担をなくす、障害に関係しない費用は実費を負担するという方向性は考え方としては賛成である」など区分することに賛成する意見がみられた。利用者負担について財源問題と併せて、「財源問題をどこかで視野に入れて議論しないと、後でつじつま合わせをしなければならなくなってしまう」、「財源が増えない中、国民が納得する負担のあり方を示さなければならぬと思う」などの意見がみられた。

佐藤部会長からは、「利用者負担は障害者自立支援法でも重要な問題として取り上げられた。これを新しい法律でどうするかについては1月からの第2期の作業チームの議論と考えている」、「どういう観点から平等・公平を考えるか、皆で支えるとはどういうことなのか。お金の問題は非常に大事なので、議論して国民の理解が得られるような結論を出す必要があると感じた」との発言があった。

「報酬や人材確保等」についての検討概要

<議論のポイント>

通所施設や生活の場での報酬支払い方式について、日額方式を支持する意見、月額方式を支持する意見、両者を組み合わせるべきとする意見などに分かれている。誰にとってもわかりやすく、利用者の選択と事業者の運営安定を可能にする支払い方式はどのようなものか。

委員からは、「日額方式は経営を圧迫し、非正規職員が増えている。本人との選択により、毎日来ることを希望する者は月額とし、そうでない者は日額とすることはできないか」、「非常勤職員が多くならざるをえなくなり、利用者の命を守る状況が厳しくなっている」、「利用者と事業者を対立的に考えるのはよくないと思う。報酬の引き上げが利用者の負担につながる仕組みの検討を望む」、「地域の拠点的事業所が運営できるものであってほしい」などの意見がみられた。

佐藤部会長からは、「日額方式と月額方式の課題は本質的なことではなく技術的なことと思われ、クリアできると感じた。1月からの第2期の作業チームの検討の際に意見をいただきたい」との発言があった。

「その他」(介護保険との問題、特別対策等)についての検討概要

<議論のポイント>

新体系への移行期間(2012年3月)について、2013年8月には総合福祉法が実施されるのであるから、旧法の施設から短期間だけ廃止予定の自立支援法施設に移行したうえで総合福祉法の施設にさらに移行するなどすれば現場が混乱する、という意見や、2013年3月までに新体系に移行しない場合、総合福祉法にも経過措置が予想されることから、旧法施設、新体系施設、総合福祉法の施設と3種類が乱立し大きな混乱となる、という意見などがあつた。

この問題への現実的な対応のあり方をどう考えるか。

委員からは、新体系への移行については「そもそも総合福祉法の内容が不明確なので議論がしづらい」、「移行期間までにすべての施設が移行するのは難しいのではないか」、「あと1年半で移行するには不安がある。経過措置期間を設けるかについても議論してほしい」などの意見があつた。財源については「財源が確保された、よりよい制度ができるのか。財源問題をきちんと議論していただきたい。また、あたらしい制度ではどの程度経費がかかるのかもきちんと議論していただきたい」との意見がある一方、「財源問題を念頭におきつつも、財源から議論をはじめべきではないと思う(障害者自立支援法と同じ過ちを犯してしまう)」などの意見もあつた。その他には、「入所施設の継続利用については、生活介護事業を選択することが前提となっており、就労継続支援と施設入所支援が併用できないことで問題が起こっている」、「都道府県と市町村の障害福祉計画を作成するにあたっては先がみえないので、総合福祉法をみすえた国からの方針を示してほしい」、などの意見もあつた。

佐藤部会長からは「この部分については1月からの第2期の作業チームで検討を予定しているが、ゆっくりとしてはいられない問題提起があつたと思う。今日の内容も含めて10月から始まる作業チームの検討にいかしていきたいと思う」との発言があつた。

最後に、佐藤部会長から「部会作業チーム・合同作業チームメンバー」(メンバーについては下記を参照)、「全国障害児・者実態調査(仮称)」、「施設利用者・入院患者の実態調

査」についての報告があった。合同作業チームのメンバーについては、9月27日開催の第20回推進会議に提案し決定される予定である。

次回は10月26日に開催され、全体会終了後、部会作業チーム・合同作業チームに分かれて、それぞれの論点について検討が行われる予定である。

なお、当日の資料は下記厚生労働省のホームページを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/09/0921-1.html>

部会作業チーム・合同作業チーム メンバー

部会1 「法の理念・目的」チーム(藤井座長)野沢委員、藤岡委員、山本委員

部会2 「障害の範囲と選択と決定～障害の範囲」チーム(田中(伸)座長)氏田委員、佐藤委員、佐野委員、末光委員、東川委員、福井委員

部会2 「障害の範囲と選択と決定～選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)」チーム(茨木座長)朝比奈委員、小澤委員、門屋委員、北野委員、中原委員、野原委員、三浦委員

部会3 「施策体系～訪問系」チーム(尾上座長)大濱委員、岡部委員、小田島委員、田中(正)委員、中西委員、橋本委員、

部会3 「施策体系～日中活動とGH・CH・住まい方支援」チーム(大久保座長)小野委員、清水委員、奈良崎委員、平野委員、光増委員

部会3 「施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」チーム(森座長)荒井委員、石橋委員、坂本委員、竹端委員、西滝委員、福島委員、渡井委員

合同1 「就労(労働及び雇用)」チーム(松井座長) 推進会議委員 竹下委員、新谷委員、勝又委員 総合福祉部会委員 伊東委員、倉田委員、駒村委員、近藤委員、斎藤委員、増田委員

合同2 「医療(1期)」チーム(堂本座長) 推進会議委員 関口委員、川崎(洋)委員 総合福祉部会委員(2期チーム変更可) 伊澤委員、河崎(建)委員、広田委員、三田委員

合同3 「障害児支援」チーム(大谷座長) 推進会議委員 長瀬委員 総合福祉部会委員 柏女委員、水津委員、君塚委員、宮田委員

部会1、部会2 - ~、部会3 - ~ (第1期/平成22年10月~12月)

合同1~3 (平成22年10月~平成23年3月)

社会保障審議会 介護保険部会(第33回)が開催される。～ 処遇改善の必要性は一致するも、具体的な対応は継続検討。介護サービス情報公表制度は、手数料廃止へ～

全国社会福祉施設経営者協議会 経営協情報 20 2010年9月27日

9月24日、社会保障審議会 第33回介護保険部会が開催された。

当日は、(1)介護人材の確保と処遇の改善策、(2)情報公表制度の在り方、(3)介護保険制度における指導監督の3つの論点について議論がなされた。

介護人材の処遇改善が必要であることは委員の間で一致を見るとともに、給与は労使での契約によって決定することが基本である点も概ね全体の理解となった。しかし、その対応方策については、たとえばキャリアアップを組合せながら考えるとの意見も見られたが、今後の方策を集約するまでには至らなかった。

なお、現状をより精緻に把握する狙いから、介護事業者の開設主体別(民間企業・医療法人・社会福祉法人・公立)の給与比較をするよう、委員から厚生労働省へ要請があった。今後、部会の中で資料が示されることとなる。

介護事業者の規模拡大をもって人材育成や雇用管理の取り組みを促進するとの論点に対しては、規模の大きさがその効果を生み出すことは明白である一方、企業のように合併・統合が進まない中では、中規模・小規模の事業者においても人材育成の連携や協働ができ

るような措置が考えられないかとの意見もあった。

当日の資料には、社会福祉施設が全産業と比較して労働基準法に違反している事業所の割合が高いことが示された。その上で論点として挙げられた、労働法規遵守のための具体的な仕組みをどう考えるかという点については、労働法規は介護に限らず全事業者が当然に遵守すべきものであることから、労働法規違反をもって事業者指定等に関連した検討をすることは議論の余地があり、まずは労働法規遵守のための一般的な対応をはかることが先であるとの意見が出された。

また、質の高い事業者に報酬を重点化することに関し、サービスの質の評価について厚生労働省の研究班が検討中であり、実際にどのように運用できるか調査を予定していることが厚生労働省から報告された。なお、質の向上へ取り組む一方で介護人材の量的確保も重要であり、バランスを持った対応が必要であることが意見として出され、例として潜在介護福祉士の活用などが挙げられている。

介護サービス情報の公表制度については、平成 24 年度から実施の見直し案が示された。

これは、利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者の負担を軽減するという観点から行われるもの。

具体的には、公表される情報は現行同様であることを原則としながらも、利用者視点からは

検索機能や画面表示などの利用しやすい環境整備をはかり、事業者の負担軽減をはかる点からは、調査の義務付けおよび手数料の廃止を行うこととされている。

また、情報公表サーバーの国における一元的管理により事務等の効率化をはかることもあわせて示された。

委員からは、公表制度そのものが必要であることや、厚生労働省から提案された見直しの方向性を認める意見が相次ぐ一方で、虚偽報告等の不正行為にはこれまで以上に迅速で厳しい対応とすることや、そもそも情報公表をしない事業者が利用されないようになる仕組みの導入が必要であるとの意見が出された。

なお、利用が進まないことへの対応として、インターネットによる公表を前提としながらも、その上で、インターネットの利用機会の無い高齢者へ情報を伝える支援の方法が足りないとの意見もあった。

介護保険制度における指導監督については、論点として、都道府県の指導監督体制を整備する観点から実地指導の一部を指定法人に委託可能とする制度拡充の提案が厚生労働省から示された。これに対し委員からは、受託する指定法人の公平性確保や実施時の効率性や標準化が必要であるとの意見が多く出された。また、委託先への自治体によるチェック機能確保についても意見が出された。

当日の資料は、下記厚生労働省ホームページに掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000sj2d.html>

次回開催は 10 月 7 日（木） 制度見直しの基本的考え方のとりにまとめに入る予定。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行